

調達価格等算定委員会（第54回）

議事要旨

○日時

令和元年1月22日（水）16時00分～17時20分

○場所

経済産業省別館9階944共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

2020年度の調達価格等・入札制度に関する残された論点

○議事要旨

- 委員長及び委員長代理より、入札結果が公表されたことを踏まえ、改めて、11月5日に第48回調達価格等算定委員会、12月23日に第52回調達価格等算定委員会をいずれも非公開で開催し、太陽光第5回及びバイオマス第2回の入札の上限価格を決定し、委員会としての意見を取りまとめた旨の説明があった。
- 上限価格については、事業者間の競争を確保し、効率的な事業実施を促す観点から、太陽光第5回は13.00円/kWh、バイオマス第2回は19.60円/kWhとした旨の説明があった。

（2020年度の調達価格等）

委員

- 事務局案に賛成。
- 事業用太陽光発電のシステム費用のコスト低減動向や、第5回の入札結果を踏まえると、50kW以上の2020年度のシステム費用の想定値は、上位13%水準を採用する（案②）ことが妥当ではないか。

- 10-50kW の事業用太陽光発電の自家消費分の便益の想定値について、事務局から示された電力 10 社の電気料金の平均値は、低圧・高圧・特別高圧といった料金の異なるカテゴリが混在している。10-50kW の事業用太陽光発電の事業実態を踏まえると、低圧のカテゴリの料金を想定値とすることが自然ではないか。
- 10-50kW の事業用太陽光発電の自家消費分の便益の想定値については、今後、地域活用要件を運用し、コストデータを把握しながら調整をしていくという前提の下で、事務局案に賛成。
- 10-50kW の事業用太陽光発電について、調達価格の算定に当たって地域活用要件具備に必要な費用を織り込むのであれば、FIT 認定時等に地域活用要件を具備しているかを厳格に確認することがますます重要となるのではないか。
- 農地を活用した太陽光発電は重要であり、促進すべき発電形態であるため、例えば農地転用と入札制度の手続きの関係も含めて、こうした発電形態が促進されるよう、農林水産省と経済産業省の間で連携して検討を進めていただきたい。
- 事務局資料において、食料競合に関する業界団体ヒアリング結果が示されているが、「食料競合のおそれがない」との回答があった新規燃料についても、可食部の分離なども含め、利用に当たっての一定の基準を明確化することが必要ではないか。
- バイオマスの新規燃料について、現在食料競合が発生していない燃料であっても、今後の気候変動等により将来的には食料競合が発生し得る可能性も考慮に入れた上で、その検討を進めるべきではないか。
- 新規燃料のみならず、既に取りの対象となっている燃料についても、ライフサイクル GHG 排出量を確認できるよう、基準の検討を進めていただきたい。

農林水産省

- 世界の人口増加や食料需要の変化、国内の食料自給の状況を踏まえると、食料となり得る物資を燃料として活用することは抑制的であるべきである。

事務局

- 10-50kW の事業用太陽光発電の自家消費分の便益の想定値は、低圧・高圧・特別高圧といった料金の異なるカテゴリが混在していることから、FIT 制度の下で情報収集を進めた上で、より具体的な自家消費の実態を把握し、必要に応じて見直しを御検討いただきたい。
- 食料競合に関する業界団体ヒアリングの結果、「食料競合のおそれがない」との回答が得られている新規燃料については、可食部の分離などの論点もあるものと認識している。食料競合とライフサイクル GHG 排出量の論点については、本委員会とは別の専門的な場において検討を進めたい。
- 営農型太陽光発電については、農林水産省とも連携し、真に地域に資する案件を促

進んでいきたいと考えている。

委員長

- 50kW 以上の事業用太陽光発電のシステム費用は、コストダウンのペースや入札結果を踏まえ、上位 13%のトップランナーを採用し、14.2 万円/kW とすることでまとまった。
- 地域活用要件の設定される 10-50kW の事業用太陽光発電のシステム費用は、コストデータを踏まえ、上位 21%のトップランナーを採用し、21.1 万円/kW とすることでまとまった。10-50kW の事業用太陽光発電の自家消費分の便益の想定値については、今年度の委員会では事務局案のとおり、電力 10 社の平均値を採用した上で、来年度以降の委員会で、必要に応じて見直しを検討することとまとまった。
- その他の諸元については、事務局案のとおりまとまった。
- 新規燃料については、①食料競合への懸念が認められる燃料は、食料競合のおそれが解消するまで FIT 制度の対象としないこと、②食料競合への懸念が認められない燃料は、他の審議会でも温室効果ガス排出量の観点の検討を深め、温室効果ガス排出量の観点を含めた持続可能性を満たしたものは FIT 制度の対象とすることでまとまった。

(2020 年度の入札制度)

委員

- 事務局案に賛成。
- 事業用太陽光発電は原則として入札対象という基本的な方針を忘れてはならない。その上で、2020 年度の入札対象範囲としては、社会的コストを勘案し、「250kW 以上」とする事務局案に賛成である。
- 今後の入札対象範囲の拡大に当たっては、入札実施に伴う行政コストを含めた社会的なトータルコストを考慮する要請が一層高まっているのではないかと。
- 入札制度には明らかに価格発見効果が認められるものの、入札容量が募集容量を下回っていることは大きな課題である。未稼働案件への対応により、一部の既認定案件の事業が中止され、今後入札に参加する案件は増加すると考えられるが、上限価格の公開も含め、業界団体の意見も聴きながら、入札参加者を増加させるための方策を検討すべきではないかと。
- 事業用太陽光発電の各回の募集容量について、十分な入札参加者を確保するためのメッセージを示す観点からも、上期の入札容量が募集容量を下回った場合でも、下期の募集容量は縮減しないという事務局案に賛成。
- 洋上風力発電は、再エネ海域利用法に基づき指定した促進区域において、協議会等のプロセスを経た上で、競争によってコスト低減を図りつつ、導入拡大を図ること

が本来望ましい姿である。こうした点を踏まえ、再エネ海域利用法の運用状況も見ながら、FIT 制度において洋上風力発電の入札を継続するかも含めて、中長期的な検討が必要ではないか。

- 2020 年度の入札量は比較的多いように見える。このため、仮に上限価格を公表するのであれば、入札量も大幅に減少させなければ、上限価格への張付きを誘発し、競争性が確保されなくなるのではないか。
- 応札後に辞退があった場合の取扱いについての事務局案に賛成。ただし、辞退が生じる根本的な原因は入札容量が募集容量を下回っていることであり、入札参加者を確保することも重要である。

事務局

- 入札参加者の確保については、業界団体の意見も聴きつつ、対応策を検討したい。
- 洋上風力発電の FIT 制度での入札については、再エネ海域利用法の運用に不適切な影響を与えないよう、適切に運用していくことが重要と認識している。引き続き制度間の整合性が保たれるよう制度設計を行ってまいりたい。

委員長

- 太陽光の入札対象は、将来の入札対象の更なる拡大を見据えつつ、2020 年度は「250kW 以上」とすることでまとまった。
- 2020 年度の年間募集容量については、太陽光は 1,500MW、洋上風力は 120MW、バイオマスは 120MW とすることでまとまった。
- 入札実施スケジュールは、事務局案でまとめ、太陽光の各回募集容量は、上期・下期のいずれも 750MW ずつとすることでまとまった。
- 上限価格については、上限価格への張付きを防ぐため、いずれの電源・入札回も非公表とすることでまとまった。
- 応札後に辞退があった場合の取扱いは、事務局案でまとまった。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365